



議案第十二号

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三年十一月一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和二十九年三朝町条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「十六人」を「十二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。